



みやこ

京・くらしの安心安全情報 第91号

(平成29年3月)

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

ガス小売自由化に関する注意喚起～注意すべき3つのポイント～ (2面)

エステティックサービスを利用される皆様へ! (3面)

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺について! (4面)

1 消費生活行政の更なる充実・推進に取り組みます!



京 都 市 長
門 川 大 作

ほんまもんを見抜く「めきき」の力、もったいないという「しまつ」の心。これらは、千年を超える京都の歴史の中で育まれ、今日まで受け継がれてきた市民の生き方の哲学、暮らしの美学と言えるものです。

京都の人々は、いつの時代もこれらの「得意技」を駆使し、常に厳しい目で商品やサービスの価値を見極めるとともに、自然との調和を大切にし、「無駄なものは買わない」、「可能な限り再利用を心がける」といった生活スタイルを貫いてきました。

近年、経済のグローバル化や情報化社会の進展などにより、消費者を取り巻く問題は一層複雑化・多様化しています。また、持続可能な社会を実現するため、限られた資源を有効活用することの重要性はこれまで以上に増しています。そんな今だからこそ、私たちが実践してきた消費行動を世に示すべき。その思いを強くしています。

昨年には、長年の悲願であった文化庁の京都への全面的な移転が決定し、この4月からいよいよ先行移転が実施されます。これを大きな力に、京都の暮らしに息づく素晴らしい文化を共に磨き上げ、広く国内外へ、そして未来へと伝えてまいりましょう!

2 ガス小売自由化に関する注意喚起 ～注意すべき3つのポイント～

平成29年4月から、一般家庭でもガスの購入先を自由に選べるようになる「ガス小売自由化」が始まります。このガス小売全面自由化に伴う事業者による勧誘について注意すべきポイントをご紹介します。

注意すべき3つのポイント

注意1

便乗した機器の勧誘

ガスが自由化するので、
お使いの「ガスコンロを
変える」必要があります。

都市ガスから、別の都市
ガス会社へ切り替えた場
合、ガス機器の取替えは
必要ありません。

※ LP ガスから都市ガ
スへの切替えの場合
は、ガス機器の調整や
取替えが必要となり
ます。

注意2

個人情報の提供

ガスが自由化するので、
「アンケートの回答」が必
要です。

個人情報を聞かれた場合、
目的と事業者名を確認し
ましょう。

※ アンケートを依頼さ
れたり、ガス代を聞か
れたりした場合には、
目的、事業者名、連絡
先を確認し、不審な場
合は、情報を伝えない
ようにしましょう。

注意3

契約はあわてないで

ガスが自由化するので、
「全ての方が、契約先を
変更する必要」があります。

しっかりと検討しましょう。

※ 切替えの契約をしない
場合は、現在のガス会社
との契約が継続します。
※ 現在、LP ガスをご使用
の方は、制度の変更はあ
りません。
※ 訪問販売、電話勧誘販
売で申込みをした場合、
8日以内であればクーリ
ング・オフができます。
(法定書面を受け取った日
から起算して8日以内)



クーリング・オフマン

3 エステティックサービスを利用される皆様へ！

エステサロンに通うたびに美顔エステ・脱毛コース、関連商品等を勧められ、断り切れず契約してしまったが高額なので解約したいといった相談が寄せられています。エステティックサービスを利用される際の契約に関する法律についてご説明します。

契約に関する法律を知っておこう

エステティックサービスの契約が特定継続的役務提供※に該当する場合は、**クーリング・オフ**または**中途解約**ができます！解約理由は不要です。

※「特定継続的役務提供」とは・・・

- ◆ 契約期間が2箇月（エステのみ1箇月）を超え、契約金額が5万円を超える特定商取引法で決められた次のサービス

エステティックサロン、学習塾、家庭教師、語学教室、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

クーリング・オフ

契約書（法定書面）を受け取った日を含めて8日間は無条件で契約を解約できます。

- ・ クーリング・オフは、必ず書面（葉書でも可）で通知し、両面コピーをとって「簡易書留」または「特定記録郵便」で送ります。
- ・ 期限が過ぎても、解約できる場合がありますので京都市消費生活総合センターへご相談ください。

京都市消費生活総合センターの相談窓口は ☎256-0800 です。

（相談受付時間：月～金 午前9時～午後5時）

中途解約

クーリング・オフ期間を過ぎても契約期間内であれば中途解約できます。

- ・ 解約手数料や受けたサービスの代金を支払う必要があります（手数料の上限は法律で定められています。）。

その他

事業者には「概要書面」と「契約書面」を交付する義務があります。

- ・ 事業者は、特定継続的役務提供契約を「締結する前」に、契約内容の概要を記載した書面（概要書面）を交付しなければなりません。
- ・ 概要書面の内容をよく読み、契約内容をよく理解したうえで契約するようにしましょう。
- ・ 事業者は、特定継続的役務提供契約を「締結した後、遅滞なく」契約に基づく権利、義務の内容を明確にした書面を交付しなければなりません。
- ・ 後日のトラブルを防止するためにも重要な書類ですので、必ず受け取り、大切に保管するようにしましょう。

4 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺について！

第87号でもご紹介しましたが、以前として振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が多発しています。また、今年に入り、市役所職員や金融機関職員を名乗って電話をかけたうえ、被害者宅を直接訪問してキャッシュカードを騙し取り、ATM機を使って出金されるという被害が多発しています。

手口等

市役所や区役所等などの公的機関をかたって、「医療費の還付金があります。手続きのために、普段お使いの金融機関を教えてください。」という電話がかかり、金融機関を教えてしまうと、その後、金融機関を名乗る者から「手続きのために、キャッシュカードを切り替えます。これまでお使いのカードを引き取りますので、これからご自宅に伺います。」という電話がかかってきます。**これは詐欺ですので、絶対にカードを渡したり、暗証番号を教えたりしないでください。**また、男性に限らず、女性からも電話がかかってくることもあります。もし、こうした電話を受けた場合は、**すぐに警察へ通報してください。**

【編集後記】 当センターでは、消費生活専門相談員などが悪質商法の手口や対処法について、皆様の地域でお話をさせていただく「出前講座」を行っております。近年の経済のグローバル化や情報化社会の進展などにより、消費者を取り巻く問題は一層複雑化・多様化しています。今回、取り上げたガス小売自由化もその一つです。悪質業者や詐欺師は、時事ネタを好み、また、手口を替えて騙そうとしてきます。正しい知識をしっかりと身につけて、大切なお金や個人情報をだまし取られないためにも、ぜひ、出前講座を積極的に活用していただきますようお願いします。

出前講座の依頼やお問合せについては、☎256-1110までお電話ください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160^{さいむゼロ}（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝休日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/>



*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成29年3月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第285158号